

14. その他の頭痛性疾患 (Other headache disorders)

- 14.1 分類不能の頭痛
(Headache not elsewhere classified)
14.2 詳細不明の頭痛(Headache unspecified)

緒言

ICHD-3ですべての頭痛を網羅するために、適切な症例が存在するが、診断基準の1つを満たさない疾患のためのサブカテゴリーを設ける。初めて記載された、あるいは単に十分な情報が揃っていないという理由で、現時点ではいずれの章にも分類しきれない頭痛がなおも存在する可能性がある。そのようなタイプまたはサブタイプの頭痛のために本章を設ける。

14.1 分類不能の頭痛

- 以前に使用された用語
分類不能の頭痛(headache not classifiable)
- 診断基準
 - A. 独立した診断概念を示唆する特徴的な所見を有する頭痛
 - B. これまで記載された頭痛性疾患のどの診断基準にも当てはまらない

■ コメント

ICHD 第1版からICHD-3が作成されるまでの間、いくつかの新たな頭痛の疾患概念が記載されている。これまで記載されていないさらに多くの疾患概念の存在が予想される。それらの頭痛は、新たに分類されるまでは、14.1「分類不能の頭痛」として分類する。

14.2 詳細不明の頭痛

■ 以前に使用された用語

分類不能の頭痛(headache not classifiable)

■ 診断基準

- A. 頭痛があるか、またはあった
- B. 頭痛を本分類集のいずれかに分類するに足りる十分な情報がない

■ コメント

情報がほとんどない患者は多く、そのような患者にも診断名が必要なことは明らかである。その場合は頭痛のタイプを特定できなくとも、頭痛がある、または頭痛があったことのみを記述するだけでよい。そのような患者は14.2「詳細不明の頭痛」としてコード化する。しかし、頭痛の詳細情報が入手できる場合に、情報収集を怠ってこのコードを用いることは決してあってはならない。このコードを用いるのは、患者の死亡、意思疎通不能、または連絡不能といった理由で情報入手できない場合に限るべきである。